

被告 遠藤千尋

F A C T 別	請求原因 (X の主張)		抗弁 (Y の主張)		X の反論		
	記号	指示事項に該当する記事内容	記号	指示事項	書面=[] 証拠=()	X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)	
(F A C T : 2)	ア	「村田養豚場 (村田畜産/村田商店) は、50匹以上の犬を放し飼いにし、通行人を恫喝するなどして、長年にわたり公道を占拠し続けてきました。2015年末には、村田養豚場が放し飼いにしている犬が10匹単位で、隣接する観光地である木津川市浄瑠璃寺に入り込む事態となっています。」 (11頁本文1行目～12頁1行目)	村田養豚場は、50匹以上もの犬を不法に放し飼いにしており、その犬は養豚場の敷地を越えた広範囲を徘徊し、その犬は浄瑠璃寺にまで入り込み、糞尿被害等を起こしている。	<p>Y : 指示事項が事実の提示か意見なし論評かの別</p> <p>Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	<p>書面=[] 証拠=()</p>	<p>X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	証拠
				<p>Y : 指示事項が事実の提示か意見なし論評かの別</p> <p>Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	<p>書面=[] 証拠=()</p>	<p>X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	証拠
				<p>Y : 指示事項が事実の提示か意見なし論評かの別</p> <p>Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	<p>書面=[] 証拠=()</p>	<p>X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	証拠
				<p>Y : 指示事項が事実の提示か意見なし論評かの別</p> <p>Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	<p>書面=[] 証拠=()</p>	<p>X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	証拠
				<p>Y : 指示事項が事実の提示か意見なし論評かの別</p> <p>Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	<p>書面=[] 証拠=()</p>	<p>X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	証拠
				<p>Y : 指示事項が事実の提示か意見なし論評かの別</p> <p>Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	<p>書面=[] 証拠=()</p>	<p>X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なし論評であれば、意見なし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)</p>	証拠
	イ	「奈良県家畜保健衛生所はこれを今なお容認しており、公道の占拠にも率先してお墨付きを与えています。奈良県家畜保健衛生所は自ら、村田養豚場の不法行為に加担しています。」 (12頁2行目～5行目)		<p>意見なし論評</p>	(71)(72)(78)		
	ウ	「下図は犬の徘徊状況です。」 (12頁本文6行目及び図)		<p>事実の提示</p>	<p>(81)原告は、被告が図示した犬の徘徊範囲よりも遠くで捕獲された犬について、奈良市保健所に返還を求めたことがある。 【被⑨9頁】(甲2:12頁、乙352:4頁) 【被⑨9頁】(甲2:12頁) (82)本件記事において被告が図示した犬の徘徊範囲 (甲 2-1 2 頁) は、被告が実際にその範囲内で犬を目撃したことに基づく。 【被⑨9頁】(甲2:12頁) (83)本件記事記載の犬の徘徊状況の図にある写真3枚に写っている犬がいる場所は、いずれも村田養豚場の敷地の外である。 【被⑨9-10頁】(甲2:12頁、乙94の1乃至4) (84)原告が主張する、ククリ農にかかった犬を救出した経緯は、事実と異なる。被告がククリ農にかかった犬を撮影したのは、平成26 (2 0 1 4) 年2月11日午後2時13分であり、被告は原告男性従業員と現地向かう前に、撮影した写真をiPhoneの画面に映して男性従業員に見せている。 【被⑨10-14頁、原④4頁】(乙94の2及び3、乙95の1乃至3) (85)原告が主張する、ククリ農にかかった犬を救出した経緯は、飼い犬を適切に飼養しているとする原告の主張と矛盾する。現地で村田養豚場で飼育している犬ではないことを確認したとする原告の主張は、「村田養豚場の飼い犬には、敷地外のどこにいるかわからない犬が含まれる」ということが前提されている。 【被⑨14-15頁、原④4頁】</p>		
	エ	「ざっと数えただけでも50匹以上、山林に隠れている犬を含めればおそらくもっと多くの犬が、村田養豚場の周辺を徘徊していました。下写真は2016年1月に村田養豚場の間を抜ける公道で撮影したものです。」 (13頁1行目～4行目及び写真部分)		<p>事実の提示</p>	(74)乃至(78)		
	オ	「放し飼いにしている犬は、浄瑠璃寺でも頻繁に目撃されています。」 (13頁6行目及び写真)		<p>事実の提示</p>			
	カ	「2015年の末頃からは、村田養豚場が放し飼いにしている犬が、10匹単位で早朝の浄瑠璃寺に現われるようになり、姿が見えない時も境内に多		<p>事実の提示</p>			

(FACT-2)		取り真を残していくための、浄瑠璃寺が非常に困る事態となっていました。下写真は2016年4月5日に執り行われた浄瑠璃寺の前往職群像の最中に現れた犬です。」(14頁1行目～5行目及び写真)		(58)(59)(60)(62)(64)(79)(80)		
	イ	「奈良県家畜保健衛生所はこれを今なお容認しており、公道の占拠にも率先してお進付きを与えています。奈良県家畜保健衛生所は自ら、村田養豚場の不法行為に加担しています。」(12頁2行目～5行目)		<p>(86)被告がこのように考えた理由については、本件記事中に記載がある。 [被②-7頁](甲2:16-28頁、乙6:36-37頁、乙25:2頁、乙40、乙42、乙74:2頁、乙98:5-6頁、乙99、乙116、乙117)</p> <p>(87)本件記事公開後も、奈良県は、木津川市に対し、どちらかと言えば原告の言い分を代弁することに終始しているように見受けられる。 [被④47-49、58-59頁、被⑦10頁](乙62-65、乙120)</p> <p>(88)原告の行為は奈良市法定外公共物の管理に関する条例第3条「何人も、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない」に違反している。なお、奈良市建設部長は境界確定を行う義務があると考える。 [被④46頁](乙78:1頁、乙79:2頁)</p> <p>(89)奈良県は木津川市に対し、防疫のため門扉で市道を封鎖して柵を作ることを認めるよう繰り返し求めていたが、京都府警木津署交通課は当初「電気柵設置でインシシ等野生動物の侵入を防ぐのであれば、豚舎等養豚場施設のみを囲い、公道部分を解放することができるはずである。施設への出入りが不便になるという言い分は、申請者の身勝手である」として市道を封鎖することに難色を示していた。しかし結局市道上に門扉を設置することは許可された。また奈良県は、原告の設置した門扉と防護柵に対する補助金を交付させるため、独立行政法人農畜産業振興機構に虚偽を記載した報告書まで送っている。 [被④48-49頁、被⑩10-13頁](乙62:3、5頁、乙63、乙64:1頁、乙65:1頁、乙75:2頁、乙115:1頁、乙120、乙121、乙122、乙123、乙124、乙125)</p>	意見ないし論評	
	キ	「村田養豚場は、2012年ごろから、通行人を含め、あらゆるじやまものを衛生管理区域を理由に遠ざけてきました。」(17頁12行目～13行目)		<p>(86)</p> <p>(90)原告は、平成23(2011)年から平成28(2016)年にかけて、市道を含めて衛生管理区域であるとして、市道上に立ち入り禁止の立て札を立てていたが、本件記事は、原告が立入禁止の看板を立てていたことに関しては、奈良県家畜保健衛生所を強く非難する内容となっている。ただし、公道を含む衛生管理区域を設定したのは奈良県家畜保健衛生所ではなく原告である。 [被⑤5-6、46頁、原告新状8頁](甲2:16-28頁、乙74:2頁)</p> <p>(91)原告は令和2(2020)年1月ごろ、市道上の門扉に、市道が衛生管理区域に含まれるかのような看板を掲示していた。この一件は、原告が木津川市道を衛生管理区域に含めることを、いまだ認めていないことを示唆している。 [被⑩16-17頁](乙130)</p>	事実の提示	
	ク	「ところが村田養豚場は、この道は私道であるから通ってはならないと、しばしば通行人を脅しています。」(23頁5行目～6行目)	ii 村田養豚場は、「衛生管理区域」を理由として、村田養豚場の敷地を通る里道及び敷地周辺の公道について、通行人に対して、恫喝、罵詈雑言を浴びせるなどしてその通行を妨害し、公道を違法に占拠している。奈良県家畜保健衛生所も村田養豚場の言いなりであり、適切な指導をしない。	<p>(92)村田養豚場は市道を通りしようとする人を脅したり制止することがある。 [被④45頁、被③22-23頁](乙40、乙47、乙96、乙97の1乃至2)</p> <p>(93)被告は確かに、ククリ屋にかかった犬に関する記述がある記事「浄瑠璃寺裏の養豚場」をインターネット上に公開したが、原告の記事の公開から間をおかず、当該記事の存在を知ったとは思われない。当該記事では「村田養豚場」という固有名詞は使っておらず、上記の通り、もともとアクセスの少ないウェブサイトであったので、インターネット上の検索エンジンで、原告に関連するキーワードで検索しても、当該記事が検索結果に表示されることは、まずなかったと思われる。 [被⑩18-19頁]</p> <p>(94)「シ」の体験談は被告自身のものであるが、被告は、赤田川北側で草刈りをした際、実際に(村田商店代表乙の父)から「今度ここを通ろうとして里道から少しでもはずれたらどうなっても知らんぞ」と恫喝された。ただしこれは、正確には、平成27(2015)年11月4日のことであつた。なおこのとき被告は、(村田商店代表乙)から、以前何回か通ったことがあるのではないかと聞いたことは聞かれたが、被告は、(村田商店代表乙の父)、(村田商店代表乙)のいずれからも、被告がインターネット上に公開した記事については何も言われていない。 [被⑩19-20頁](甲2:26頁、乙39)</p> <p>(95)原告は、被告が赤田川北側で草刈りをした際、原告に犬を撃つよう言ったことに憤慨し、京都府山城南保健所に電話をしているが、原告は「弥勒の道プロジェクト」の名前を出していない上、以前インターネット上に嘘の記事を書かれたとも訴えていない。 [被⑩20-21頁](乙39)</p> <p>(96)原告は平成28(2016)年3月ごろから、行政に対して「弥勒の道」という名前を口にするようになった。したがって、「被告が今後また同じように、虚偽事実を記載した記事をインターネット上に掲載されてしまうのではないかとこの危機が生じ、たとする原告の主張には疑問がある。原告が、「弥勒の道プロジェクト」のウェブサイトに掲載された記事を、その公開直後から知っていたとは、到底思われないからである。 [原⑤5頁、被⑩21頁](乙92)</p> <p>(97)原告は、「被告及びその関係者が養豚場周辺に近づいてくるのを確認した際には、名前を聞いたり、『何をしているんだ。』と声を掛け、警戒することはあつた」とするが、被告はともかく、通行人が被告の関係者であるかどうかをどのようにして見分けることができたのか、皆目見当がつかない。 [原⑤5頁、被⑩23-24頁]</p>	事実の提示	
	ケ	「下記は2015年10月ごろに、村田養豚場の間を抜ける里道を通りしようとした方の証言(一部抜粋)です。…しかしよく平気で嘘がつけるものだと感じています。」(23頁8行目～24頁)		<p>(92)乃至(97)</p> <p>(98)この記述は恫喝された本人からの証言に基づく。また恫喝された人物は、京都府山城南保健所に通報もしている。 [被⑩22-24頁](乙40)</p>	事実の提示	
	コ	「奈良県家畜保健衛生所の職員は、村田養豚場を指導した際、木津川市に対し「私道だから通れないと言え」と要求され、それをそのまま木津川市に伝えたのです。」(25頁6行目～7行目)		<p>(86)</p> <p>(99)この記述直前に「おそらくこういうこと」とあり、続く文章が推測であることを明示している。 [被⑩2頁](甲2:25頁)</p>	意見ないし論評	
	サ	「しかも奈良県家畜保健衛生所は、木津川市に違法性が高い指導方針を回答するだけでなく、実際に職員が村田養豚場による通行妨害に協力しています。下記は2015年10月村田養豚場の北側で草刈りをした方の証言です。この証言からも、奈良県家畜保健衛生所が村田養豚場に言われるまま、公道の通行妨害に加担してきた。」(26頁3行目～7行目)		(86)(94)	意見ないし論評	
	シ	「以前から東鳴川の人に、村田養豚場は電話魔だと聞いていました。…普通の人は通行を断念してしまうに違いありません。」(26頁8行目～27頁)			事実の提示	